

クリスティアン・ガルヴェの
アリストテレス『政治学』翻訳
—— 専制概念に着目して ——

小 谷 英 生

‘Despotism’ in Christian Garve’s Translation of Aristotle’s *Politics*

Hideo KOTANI

クリスティアン・ガルヴェのアリストテレス『政治学』翻訳

—— 専制概念に着目して ——

小谷 英生

群馬大学共同教育学部社会科教育講座

(2022年9月28日受理)

‘Despotism’ in Christian Garve’s Translation of Aristotle’s *Politics*

Hideo KOTANI

Department of Social Studies Education, Cooperative Faculty of Education, Gunma University

(Accepted on September 28th, 2022)

はじめに

アリストテレス『政治学』は、政治学・倫理学の古典的なテキストである。しかしながら、ドイツでは18世紀末になるまで翻訳されることはなかった。突如として2冊の訳書が登場する。本論文では、そのうちの一つ、クリスティアン・ガルヴェ (Garve, Christian, 1742–1798) の『政治学』を取り上げたい。

とはいえ、『政治学』をめぐる思想的・思想史的な問題は多岐にわたるため、まず本論文では何を扱わないのかについて確認したい。第一に、ガルヴェのアリストテレス受容の前史となる、18世紀末にいたるまでのアリストテレス受容史については扱うことができない。ドイツにおけるアリストテレス解釈の思想史は入り組んでおり、それ自体が一つの重要なテーマとなっているが、今後のテーマとせざるをえない¹。第二に、クリスティアン・ガルヴェとは誰なのかという点についても省略する。最低限の情報だけを示せば、ガルヴェは18世紀後半のドイツ思想界においてはカントと並ぶ高名な哲学者であり、また当時もっともよく読まれた著述家でもあった。しばしば最大の通俗哲学者と呼ばれ、ドイツ社会哲学の先駆者的存在であるが、現代では顧みられ

ることがほとんどない²。第三に、ガルヴェのアリストテレス受容について、その全貌を詳述することはできない。ガルヴェが高く評価したのは『政治学』ではなく『ニコマコス倫理学』であったが——彼はどちらも1790年代に翻訳している——、本論文では後者について論じる余裕がない。一言だけ述べておけば、ガルヴェはアリストテレスの中庸の徳を近代市民社会の中に位置づけなおすとともに、カント倫理学への対抗原理として用いたのであった。

本論文ではアリストテレス『政治学』に、それも「僭主制」と「専制」という二つの概念に着目して、『政治学』研究がガルヴェにとっていかなる意義を有したのかを明らかにしたい。それによって、ガルヴェが同書のどこに興じ、どこに失望したのかをはっきりさせることにしたい。

第1節では、ガルヴェ訳『政治学』の性格について、とくに同時期に出版されたシュロッサー版と比較しつつ説明する。第2節では、『政治学』をたたき台として、ガルヴェが僭主制 (Tyrannei、以下この系列の語には「僭主」や「僭主的」といった日本語を当てる) と専制 (Despotismus、以下この系列の語には「専制者」や「専制的」を当てる) について、どのように理解していたのかを考察する。僭主

という、地理的・歴史的限定を強く帯びた概念を用いることは、あまり適切でないかもしれない。しかし一般的概念として、Tyrannei を指示する日本語が見当たらないのが実情である³。いずれにせよ、重要なのは専制概念である。第2節では、カントの議論も参照しつつ、18世紀末のドイツにおいて専制概念が有したであろう政治的ポテンシャルについて確認したい。

最後に、第3節では、ガルヴェ版『政治学』注釈に掲載された「ガルヴェによる、奴隷制と古代の専制についての独自考察・断章 (Eigene Gedanken über Slavery und Despotie, von Garve. Fragment)」(以下「奴隷制と古代の専制」)を扱う。

1. 18世紀末におけるアリストテレス復興

1-1. テキストの周辺事情

アリストテレス『政治学』にかぎって言えば、18世紀末のヨーロッパは「正真正銘のアリストテレス復興」(Zanda, 2021, p.167)の時代であった。英訳としては1776年にウィリアム・エリス訳、そして97年にジョン・ギリーズ訳が出版されている。仏訳では同じく97年に、ジャン＝フランソワ・カンパーニュの手による翻訳校正版が世に出ている。

そして独訳としては、ゲーテの義弟であり反カント論者としても知られるヨハン・ゲオルグ・シュロッサー (Schlosser, Johan Georg, 1739-99) の訳本が、1798年に上梓されている。これは史上初のドイツ語訳であった。最後に、本研究対象であるガルヴェ訳が1799年(注釈に当たる第2巻は1801年)に出版されている。このガルヴェ訳は1788年から構想されていたものの、ついに本人の手で完成されることはなく、友人のG・フューレボーンの編著版として世に出たものである。

1797-98年に集中的に英独仏語訳が出現したこと背景には、フランス革命があった。この点はシュロッサーに顕著である。彼は翻訳に着手し始めた1789年の小論文「諸国家形態についてアリストテレスの見解」を、次のように始めている。

フランスは現在、熱意をもって君主制転覆に取り組んでいる。そうした熱意は私に、アリストテレスの〔革命についての〕見解を思い出させる。その見解は、私たちの時代において、再びよりしっかりと心に留められて然るべきである。(Schlosser, 1794 [1789], S. 248)

このようにシュロッサーはアリストテレス『政治学』に対し、同時代適合性を感じ取っていた。ただし、注釈を読むかぎり、シュロッサーは古典文献学の伝統に沿って、あくまでも『政治学』を古代ギリシャという歴史的文脈の中で理解しようと努めている。そして、その思想をどう発展させるかは、読者に委ねたのである⁴。

1-2. ガルヴェとシュロッサーの差異

ガルヴェ訳に目を転じてみれば、シュロッサーとはいくつかの点で対照的である。第一に、ガルヴェの『政治学』翻訳は、フランス革命を契機とするものではなかった。それは遅くとも1788年1月には構想され、同年夏には半分ほど完成していた⁵。J・ツァンデの研究にしたがえば、1783年に出版した『キケロ論』以来、ガルヴェの関心は執政者の徳にあった(Zande, 2021, S. 147f.)。つまりガルヴェは自らの研究の進展にしたがって、アリストテレス『政治学』に向かったというわけである。この想定は妥当であるように思われる。実際、アリストテレス『政治学』を精読していたであろう1788年に公開された『道徳と政治の結びつきについて』の副題は「私生活における道徳は、国家統治においてどの程度順守されうるか」であり、そこでは国際関係は自然状態である以上、対外政策において執政者は(市民国家内の)私人の道徳には縛られない旨が銘記されているからである(Garve, 1788)⁶。

第二に、シュロッサーがなおも文献学的正確性にこだわっていたのに対し、ガルヴェは逐語訳を捨て、噛み砕いて意識している。ガルヴェは『政治学』に先立ち、『ニコマコス倫理学』の翻訳を完成させているが、そこで自身の翻訳の理念について、次のように述べている。

私の考えでは、分かりやすさ (Verständigkeit) が翻訳者の第一の徳である (…。)。原著者の作法に合致しているかどうかは二の次である。(…) 私は自問していた。2000 年後に〔自分の著作が〕翻訳されるとすれば、何を望むだろうかと (…。)。自ら出した答えはこうである。私と後世の人々のあいだの距離が離れれば離れるほど、私の言語と彼らの言語のあいだの距離が離れれば離れるほど、私の思想を同時代人たちにより明確に伝えられるよう、私自身の表現を全面的に改める自由を翻訳者に与えよう、と。(Garve, 1798, S. V)

もちろん、分かりやすく、かつ逐語的にも正確な翻訳が最善ではある。しかしそれは不可能であるとガルヴェは考えていた (ibid., S. VII f.)。そのため、意識を駆使し、「白状するが、私の翻訳は所々でパラフレーズになってしまっている」(ibid., S. VI) ような訳文を採用したのである。

第三に、シュロツサー同様、ガルヴェもまた、一方ではアリストテレス『政治学』が同時代人を——なにより自分自身を——刺激するであろうと確信していた。フューレボーンは次のように述べている。「実際、最晩年の著作をいくつか紐解いてみれば全く明らかなことだが、アリストテレスの『政治学』の熱心な読解は、ガルヴェの中に様々な思想を惹起したり、あるいは〔予め有していた思想を〕より確固としたものにした」(Garve, 1802, S. II)。しかし他方でガルヴェは、ツァンデが書簡の分析から明らかにしているように (Zande, 2021, pp. 165f.)、『政治学』は哲学的に退屈な部分も多いとも感じていた。結局、1790 年には翻訳の第一草稿が完成していたものの、ガルヴェは『政治学』翻訳作業を後回しにし、独自著作とスミス『国富論』翻訳、さらに同じアリストテレスの『ニコマコス倫理学』翻訳を刊行していくことになる。

1-3. ガルヴェにとっての『政治学』

かくしてガルヴェは、アリストテレス『政治学』の史上初の独訳者という栄光をシュロツサーに譲っ

てしまう。しかしガルヴェのやる気を失わせた要因は、内容のみであったわけではない。先に述べたように、翻訳にあたってガルヴェは逐語的正確さよりも分かりやすさを重視していたが、しかし文献学を軽視していたのかといえ、決してそうではなかったのである⁷。フューレボーンの説明によれば、『政治学』翻訳刊行を遅らせた要因は①文献学的・歴史的な注釈が膨大になってしまうこと、②自身の哲学的コメントルが不十分であること、③シュロツサー版の注釈を批判的に反映する必要があったこと、である (Garve, 1802, S. III f.)。健康上の問題も、ここに付け加えるべきだろう。結果としてガルヴェは翻訳草稿やメモ類をフューレボーンに託し⁸、刊行前に逝去してしまった。

以上から分かることは、アリストテレスの『政治学』に対するガルヴェのアンビバレントな態度である。彼は同書を興味深く、かつ退屈な本だと考えていた。それゆえ翻訳は先延ばしにされたが、しかし③にあるように、シュロツサー版が出てもなお、翻訳刊行を諦めてはいなかった。逐語的に正確であるがドイツ語として不自然な翻訳は、一部の学者のみを満足させるだけであり、本当の意味で『政治学』を理解し、また公衆のためのものとするには不十分だと考えていた⁹。

ここではさしあたり、ガルヴェが『政治学』に見出したポジティブな面に目を向けよう。フューレボーンは次のように述べている。

第一に、『政治学』の研究は、ガルヴェにとって、アリストテレスの『倫理学』のよりよい理解と完全な洞察に有益であるように思われたからである。第二に、古代の政治家の理念と近世および近代の政治家の理念とを比較することで、ガルヴェが必要としていた政治的对象についての考察は、より豊かでより興味深い素材を得ることができたからである。(ibid., S. II)

この第二の点、すなわち古代と (ガルヴェの生きていた) 現代との対比こそが、彼にとってアリストテレス『政治学』研究の意義であった。その好例が見いだされるのは、断片的なテキスト「奴隷制と専制」である。そこでこのテキストの分析へと進みた

いのだが、その前に18世紀末において専制概念もっていた政治的ポテンシャルを簡単に確認したい。

2. 専制と絶対主義

2-1. カントの専制理解

M・トゥルケッティの研究にしたがえば、近代の政治思想史において、古代ギリシアに起源をもつ僭主制と専制はしばしば混同され、またその概念的・政治的コントラストを失ってきたという(Turchetti, 2008)。現代では、古代ローマ起源の「独裁政治」や19世紀的な「絶対主義」も加わって、概念関係はさらに複雑に——というよりも曖昧に——なっている。

再びトゥルケッティを参照すれば (ibid., p. 161)、僭主制と専制の混同は以下の要因から生じたという。①圧政を非難する語として「僭主的 (tyrannical)」という語が多用されていたこと。②専制という語は14世紀から17世紀半ばまで政治的語彙から姿を消しており、その過程で意味の蓄積が失われてしまったこと。③18世紀末以降、主要な概念セットが僭主制と専制ではなく、「絶対権力 (absolute power)」と専制へと移り、後二者もまた混同されてしまったこと。

①・②が真実であるとするれば、18世紀後半に僭主制ではなく専制が政治思想上大きな意味をもったことは、歴史の皮肉かもしれない。たしかに、③で指摘されているように、専制という言葉は絶対主義を指示することがある。(例えば18世紀後半の絶対主義体制を専制君主制と呼ぶように)。それゆえそれが、政治的議論にとって意味のある概念として機能したのもっともである。

例えばカントの用語法は当時のドイツにおける専制概念の使用例としてもっとも知られたものである。そして実際、専制に関する彼の議論もまた、当時の絶対主義に対する批判を含んでいた。少し長くなるが、ガルヴェ理解の重要な補助線になるため、専制についてのカントの見解について、少し立ち入って議論したい。

カントの議論については、ここでは網谷壮介の適切なまとめを引用しよう。

政府が同時に立法する、逆に立法者が法律を執行するとすれば、個別的な状況に応じて、一般性をもつはずの法律が命令・政令のように改廃されたり、法律の解釈・適用にすぎないものが法律そのものになってしまうだろう。法律と布告 (命令)・判決の区別が消え、法律の一般性が毀損されれば、恣意的な支配、すなわち専制が現前するとカントは言う。「同時に立法をする統治は専制 *despotisch* と呼ばれうる」(…)

(…)『永遠平和のために』では国家が、一方で最高権力をもつ人格の違い (支配形式 *Form der Beherrschung*) によって独裁制¹⁰・貴族制・民主制へと区分され、他方で国家が権力を使用する仕方 (統治形式 *Form der Regierung*) によって共和主義と専制に区分される。共和主義は「立法権から執行権 (統治) を分離する」原理、専制は「国家が自らが与えた法律を独断的に執行する」原理である。後者には「元首によって自らの私的意志として扱われるかぎりでの」公的意志しかない。(網谷、2018、195頁)

カントの用語法はルソーに依拠するものであり (同、196頁)、アリストテレス的なものではない。そもそもカントが『政治学』にどこまで熟知していたのか、それすらも定かではない。それでもこの説明は、アリストテレス『政治学』のカテゴリーでは絶対王制 (*αββασιλεία*) に近い¹¹。もっとも、引用後半にあるように、カントは専制という概念で単独者支配制のみを念頭に置いていたわけではないが。カントの共和主義／専制の区別はまた、アリストテレスの正しい国制／逸脱した国制に対応している。アリストテレスの場合には、両者の差異は統治が共通の利益を目指すのか、それとも私的利益を目指すのかにあった。これに対しカントはそれを、立法権と執行権の分離如何に求めたのである。

立法権と執行権を手中に収めた執政者は、絶対的な権力を持ち、恣意的な支配を行うことができる。

この点で、カントが専制をいわば悪しき国制として描き出した背景には、絶対主義を批判する意図があったと推測するのは妥当であろう（カントの発言がなされたのが、フリードリヒ・ヴェルヘルム2世の反動政治下であったことも忘れてはならない）。しかしそれだけでは、カントが敢えて専制概念を用いた積極的な理由の説明にはならない。

実は、カントが同時代の絶対主義を専制と呼んだことには十分な理由がある。そもそも古代ギリシャにおける専制とは、主人による奴隷の支配であり、家長による家族（女性、子供）の支配（家政的支配）とは区別されていた¹²。ところが、18世紀ドイツにおける専制理解においては、後者の家政的支配が専制であると理解されていたようである。つまり専制政治とは、国家があたかも家長のようにふるまう政治のことである。次の引用はこうした理解を踏まえている。

同時に立法する執行府（Regierung）は専制的と呼ばれ、愛国的（patriotisch）と対比される。愛国的な執行府とは家父長的（väterlich）な体制（regimen paternale）ではなく、祖國的な（vaterländische）体制（regimen civitatis et patriae）を意味する。家父長的な体制に該当するのは、なによりもまずほとんどの専制的な執行府である（市民を子どもとして扱うため）。（AA 7, S. 316f.）

立法権と執行権を分離しない国制は、「市民を子どもとして扱うため」、基本的に「家父長的な体制」をとる。したがってそうした国制を専制的と呼ぶことは、語の本来の意味からいって適切だったわけである。

更なる検証は省略するが、カントにとって政治的に意味のある概念は専制の方であって、僭主制ではなかった。ただし、カントの理解によれば、専制とは必ずしも人民が弾圧されている状態を指しているのではない。たとえ執政者が人民の幸福を慮る場合であっても、それが家父長的な仕方で行われる場合には、専制と言わざるを得ないからである¹³。その

ような状態は、人民から自由を奪っているために、不当なのである¹⁴。

2-2. ガルヴェ版『政治学』における僭主制と専制の混同？

一例としてカントの議論を取り上げたが、以上のような議論を踏まえると、僭主制と専制は混同されているのではなく、ただ対概念として使用されなくなっただけだと考えたくなる。しかしそうであれば、18世紀末におけるアリストテレス『政治学』の翻訳刊行は、僭主制と専制という対概念の再導入という側面を持ちえたはずである。

ところが、ガルヴェ版『政治学』はこうした意図をもっていなかったようである。同書ではしばしば、僭主制と専制が混同されてしまっている。一例として、異民族の王制に関して、アリストテレスが「この種の王制はどれも僭主制に近い権限を備えている」（1285A：全集175頁）と述べている箇所を見よう。ガルヴェはこれを「僭主の専制的権力に非常に近づいている（Sie kommt der despotischen Gewalt eines Tyrannen sehr nahe）」（Garve, 1798, S. 262）と翻訳しており、わざわざ原文にはないdespotischを補っている。あるいは、異民族の王制と選任支配者制に関して「これらは専制的支配であるという点では僭主制の性格をもち（…）」（1285B：全集176頁）と述べられている個所に至っては、「これらの国の君主はいずれも、その権力の無制限性という点において、専制者に似ている（den Despoten ähnlich）」（Garve, 1798, S. 261）と、僭主を専制者に置き換えているのである。

同様の置き換えは、別の個所でも見られる¹⁵。おそらくこれは意図的な処置であり、単純な誤訳ではないだろう。すでに述べたように、ガルヴェは大胆に意識やパラフレーズをしてでも、同時代の読者に伝わる分かりやすい訳文を作ろうと心がけていたからである。したがって「僭主制に近い権限」とは「専制的権力」のことであり、「権力の無制限性という点」でいえば、僭主ではなく「専制者に似ている」と、そう彼が解釈したのだとするのが賢明だろう。

かくしてガルヴェ版『政治学』においては、僭主

は同時代の（すなわち 18 世紀末の）専制君主に重ねられていく。そして、先ほど引用した「これらの国の君主はいずれも、その権力の無制限性という点において、専制者に似ている」という訳文が示すように、ガルヴェが念頭に置いていた専制とは、絶対主義のことであったように思われる。

してみれば、次のように推測したとしても、的外れではないだろう。すなわちガルヴェは『政治学』翻訳を通じて、アリストテレスの僭主制批判を隠れ蓑に 18 世紀末の絶対主義を批判しようとしたのである、と。

3. 「奴隷制と古代の専制」

前節末の推測が正しいとすれば、次なる問いはこうである。カントは専制に共和主義を対置した。そしてその核心は立法権と執行権の分離にあった。してみれば、ガルヴェにとって、専制に代わる善き統治体制とはいったい何であったのだろうか。

この問いに十分な答えを与えることは、残念ながら本論文の範囲を超える。ガルヴェがそれをアリストテレス『政治学』に見出した形跡はないからである。第 1 節で確認したように、ガルヴェにとっては「古代の政治家の理念と近世および近代の政治家の理念とを比較する」ことが、アリストテレス『政治学』研究の意義であった。その成果は、「奴隷制と古代の専制」という草稿に残されている。途中で中断されているためガルヴェの真意を図りにくいところがあるが、この草稿を分析していきたい。

3-1. 「古代の専制 (Despotie)」という語について

「奴隷制と古代の専制政治」は未完の草稿であり、最後の数ページはフェーラーボーンによる加筆である。加筆部分についてはその旨記載されているため、ガルヴェの執筆部分は明確になっている（ただし、同草稿の執筆時期については不明である）。

2-2 で確認したように、ガルヴェは同時代的に理解された「専制」を、原文に逆らってまで訳文に導入したのであった。それ自体は、アリストテレス

自身の専制理解を不鮮明にしてしまう恐れがあり、学術的には悪手であることは間違いない。それを補足する意味もあってか、「奴隷制と古代の専制」においてガルヴェは、アリストテレス自身の専制概念を Despotie という語で表現し、今度は完全に古代ギリシア的に理解している。すなわち専制とは、文字通りの奴隷に対する主人の支配である。このように理解することによってガルヴェは、アリストテレスの専制概念を近代社会に直接結びつけるのではなく、むしろ遠ざけたのである¹⁶。

ここで「古代の専制」と訳した Despotie という語について、ガルヴェはわざわざ「この耳慣れない言葉 (dieß fremde Wort) を用いるのを許してほしい」(Garve, 1802, S. 135) と断っている。その理由は「この種の支配方法に対して、私たちは固有の語をもたない」(ibid.) からである。ここから推察されることは、Despotie は Despotism とは異なるということである。Despotismus は一般的な概念であり、18 世紀にも——絶対主義とほとんど同義のようなかたちで——用いられていた概念である。これに対し、Despotie という語は、18 世紀ではなく古代ギリシャの専制を、すなわち奴隷に対する主人の統治を意味する語に他ならない¹⁷。

3-2. 概 略

それでは、「奴隷制と古代の専制」の内容についていこう。

ガルヴェによれば、奴隷とは特定の労働に従事する者のことではない。奴隷労働と呼ばれるような苦役であっても、必ずしも奴隷によって担われるとは限らないからである。したがって奴隷制とは、特定の人々が苦役に従事するような制度ではなく、彼らが奴隷として扱われるという「ある種の支配様式」(Garve, 1802, S. 136) のことである。それは、そうした人々が「他人によって所有物として扱われる」(ibid., S. 140) ような支配様式に他ならない。それでは、主人と奴隷という、人間の不平等はどこから来るのか。ガルヴェは言う。

アリストテレスの回答は以下の通りである。

自然は人々が不平等な精神を有するよう創りあげた。一方は思考することができ、肉体的苦役に耐えることはできない。——他方は屈強かつ器用であるが、知性に乏しい。(…)ここに主人と従者 (Diener) が存在することになる。両者はそれぞれの仕方ですべて幸福であり、また互いに互いを必要とする。(ibid., S. 139f.)

アリストテレスが主人と奴隷をそれぞれの自然本性に帰したことは有名であるが¹⁸、ここでガルヴェもそれを指摘している。そしてそのうえで、この議論を批判している。

まさにここから、理論が実践から、思弁が経験から離反しはじめる。諸人格の性質の不平等が、活動 (Verrichtung) や権利における主人と従者の不平等を引き起こした、というのはもっともらしい。しかしながら実際には違うのである。——理知と愚鈍、四肢の繊細さと骨格の粗忽さではなく、富裕と貧困、権力と無力が、実際には誰が主人で誰が下僕 (Knecht) かを決定するに違いないのである。(ibid., S. 140)

このようにガルヴェは、支配者／隷属者の決定要因を人間の自然的不平等に帰するアリストテレスの議論を否定し、それを社会的なもののみとしている。

しかし、だからといってアリストテレスの議論が現代では役に立たないと、ガルヴェは言いたかったのではない。ガルヴェもまた、社会が複雑になり、また「分業 (Absonderung der Arbeiten)」(ibid., S. 138) が進んでいくなかで、また家事労働の分担のなかで、人々のあいだに支配／服従関係が生じることは避けられないと考えていたからである¹⁹。

いささか唐突であるが、ここでガルヴェは自国の下層労働者階級に目を向ける。下層手工業者 (niedrige Handwerker)、日雇い労働者 (tageslöhner)、召使 (Dienstboten)、半自由農民 (fröne Bauer) である。このうち下層手工業者と日雇い労働者については、「私たちのところでは完全に自由であり、古代の奴隷の状態とはもっともかけ離れている」(ibid., S.

142) とされている²⁰。しかし召使と半自由農民はそうではない。とりわけ半自由農民は、これは自由人と農奴の間に位置するとされ (ibid., S. 143)、「地主の恣意的な専制 (Despotismus)」(ibid., S. 157) に支配されている。彼らは古代の奴隷にもっとも近い存在である。

興味深い記述は召使についてである。召使は家という社会の一員であり、「とりわけ肉体労働に従事する召使は、ほとんど場合、アリストテレスが説明した意味での道具という性格を有している」(ibid., S. 150)。召使は法律的には自由人であるものの、実際には隷属している。

他人の期待に応えるための知識や準備に対する不十分さ、そして召使という活動の本性によって強いられた隷属が、召使の地位を引き下げ、人間社会でもっとも低いところまで落としてしまう。それは、たとえ召使が自然的平等の権利という自由を主人と共有していたとしても、そうなのである。(ibid., S. 151)

召使労働は、労働従事者の隷属を伴う。それは「召使と奴隷が社会の中で互いに果たすべき仕事は細かく、多岐にわたるため、この社会の主人がもつ権力がいくばくか恣意的になることは避けられない」(ibid., S. 152) からである。

かくして主人は召使に対し、専制的な(「恣意的な」)権力行使を行う。この点で主人と召使の関係は、主人と奴隷の关系到類似してくる。「したがってそのかぎりでは、アリストテレスの諸命題は我々の世界においても正しいのである」(ibid., S. 152)。

しかしだからといって、召使は依然として奴隷ではない。ガルヴェの時代にあつては、召使は契約によって労働するからである。召使は自由人であつて、人格として扱われ、物件(所有物)ではない。したがって、「アリストテレスは奴隷を所有物とみなそうとした。その理由は、奴隷は自らの主人から——たんに生活のために、あるいは日常的な人間活動において道具として使用されるために——離れることはできないからである。——しかしこれは仮象にす

ぎない」(S. 154)とガルヴェは断ずる。というのも、「私たちの時代の召使たちは、すべての市民と同様、法の庇護の下にあり、自らの主人を法廷へと訴えることができる」(ibid., S. 156)からである。

この引用からもわかるように、ガルヴェは「法の庇護」を、分業がもたらす支配／隷属関係に対する一種のセーフティ・ネットだと考えていたようである(それが実際に機能すると考えていたかどうかは定かではないが)。それはさておき、ガルヴェが確認したかったことは、18世紀ドイツ社会の「従者と〔古代ギリシアの〕奴隷はその規定においても、その活動においても、互いに似ている」(ibid., S. 142)が、その差異はどこにあるのかであった。そしてそれは、彼らが自由人か否かであった。18世紀末ドイツの下層民たちは、半自由農民を除いてみな自由人であり、奴隷ではない。この点で彼らは、「古代の専制」とは異なる社会体制のなかで生きていると言えるのである。

3-3. 展 望

以上が「奴隷制と専制」の概略である。もちろん、たんに「法の庇護」が重要であると主張しただけでは、とりたてて目新しい議論であるとは言い難い。また、この点に関連して、ガルヴェがいかなる法治体制を是としたのかについても気になるが、テキストの中断のため、その点を確認することはできないのである(対照的にカントの場合には、たんなる法治体制ではなく、立法権と執行権を分離した法治体制を主張した点に、その法論的=政治的ラディカリズムがあった)。

しかしテキストが完成されていたとしても、ガルヴェが法治体制について言及したかどうかは不明である。というのもガルヴェは、アリストテレスの専制を、国制論のレベルで議論していたわけではないからである。ガルヴェの関心は、古代の専制とは異なり、人民の法的平等が確立された近代社会にあってもなお、従事する活動(労働)に応じて支配／隷属関係が生じてしまうという点にあった。これは社会的な支配／隷属関係、かつてアレントが述べたように、ポリスとオイコスの境界線が曖昧になって

いくなかで生じた社会的な不平等の問題である。

「奴隷制と古代の専制」で示唆されているのは、この問題の解決方法ではなく、むしろ問題の複雑性である。例えば、貧困と隷属は単純な比例関係にはない。

市民社会における日雇い労働者の地位と権利について言えば、以下のとおりである。その職務の価値が低いために、要求水準に満たない知能のために、教育をほとんど受けていないために、日雇い労働者は都市の最下層を形成している。本来彼らは賤民(Pöbel)に数えられる。彼らは、ある意味では召使よりも地位が低い。というのも召使の方がよい服を着ているし、主人との交流を通していささか上品に躰けられているからだ。とはいえ、別の側面から見れば、日雇い労働者は召使よりもましであるし、本人たちもそう思っている。というのも、日雇い労働者は独立しているからである。(Garve, 1802, S. 149)

日雇い労働者は、貧窮度合いから見れば召使よりも酷いが、しかし従属度合いから見ればそうではない。その意味で、日雇い労働者は「都市の最下層」民であるが、召使は「人間社会の最下層民(die unteresten der menschlichen Gesellschaft)」なのである。

あるいは、半自由農民たちの貧困状況については、慎重に論じるべきだとガルヴェは考えている。「多くの点で苦役労働者たちの職務が過酷すぎる、賃金が少なすぎる、課せられる規律が苛烈であることについては、ここでは言及しないでおこう。というのもそれは国、地域、地方、それどころか村ごとに異なるからである」(ibid., S. 158)²¹。

つまり、ガルヴェは法治体制や、あるいはそもそも国制論では片づけられない社会経済的現実を見ていたのである。アリストテレスにとって自由民かは奴隷かは決定的な区別であったが、ガルヴェの時代にはそうではなかった²²。18世紀末のドイツは法整備上は自由民の国家と言えるかもしれないが、にも

かかわらず、下層民たちは相変わらず貧困ないし隷属に（あるいはその両方に）喘いでいた。繰り返すが、ガルヴェの関心は自由民でありながら奴隷のような労働と隷属を強いられている人々に注がれていたのである。

ところが、アリストテレスの『政治学』は、こうした人々とは異なる階級に属する自由民たちの国制論を扱っている。してみれば、アリストテレスの国制論のアクチュアリティは、ガルヴェにとって薄いものであったはずである。こうした事情が、一方でアリストテレス『政治学』に対する関心を失わせ、他方でアダム・スミス『国富論』翻訳という新しい仕事へと彼を誘ったのではないか。この疑問に正確に答えるためには、ガルヴェの『国富論』受容という関連テーマに進む必要があるが、以上をもって本論文のさしあたりの結論としたい。

おわりに

専制という概念に着目すると、ガルヴェのアリストテレス『政治学』受容は、以下の三点にまとめられる。① 18世紀的な専制理解を、アリストテレス自身の専制ではなく、むしろ僭主制に見出したこと。それによってアリストテレスの僭主制批判を、絶対主義的な専制の批判としてアナロジカルに受け止めたこと。②アリストテレス自身の専制を「古代の専制」として受け止め、18世紀末のドイツ社会の下層民たちを考察する際のいわば鏡として用いたこと。③しかしドイツ社会の下層民たちの状況を改善するためには、アリストテレスの国制論は——社会的不平等を扱えないために——不十分であるとガルヴェが考えた可能性が高いこと。

これらのことは、『政治学』に対するガルヴェのアンヴィヴァレントな態度の一端を説明するものである。それはまた、1790年代のガルヴェの関心が執政者の徳から政治経済学へと移っていったことの一つの証左でもあった。

[注]

本論文は第46回社会思想史学会セッションE「アリストテレスを受容する：18世紀啓蒙の一契機」（2021年10月31日オンライン開催）における報告原稿を加筆修正したものである。当日司会を務めていただいた網谷壮介氏、パネリストの関口佐紀氏、コメンテーターの稲村一隆氏、およびセッションに参加された方々には改めて感謝申し上げます。

- 1 Vgl: Wundt, 1992 [1939] S. 14–48; Riedel, S. 283–288; Zande, 2021, S. 143f. カントに至る哲学的伝統についてはとくに、Sarbi, 2010を見よ。
- 2 ガルヴェについては小谷、2014、2015、2016も参照のこと。
- 3 専制もまた、古代の小アジアにおける国制を指し示す地理的・歴史的な概念であった。しかし、日本語の文脈では、この概念のみが脱＝領土化し、一般的な政治概念として自立しているようである。
- 4 この点に関して、M・リーデルはシュロッサーの翻訳プロジェクトのもつ両義性を次のように説明している。「すでに、シュロッサーの訳書もっている形式的構造において、その歴史的な位置づけに関するアンビバレンスが明らかとなる。一方でシュロッサーは〔人文主義者たちの〕アリストテレス解釈の伝統になお属している。他方で彼は、17世紀の新しい学問理解と、そうした理解と結びついている政治学の理性主義化（それはマキャベリとホップズを先駆者とし、18世紀になってますます強力なものとなっていた）に直面している」（Riedel, 1963, 289f.）。
- 5 なお、興味深いことにシュロッサーは同書を強く批判している（Schlosser, 1794, S. 5–98）。しかもその際、しばしばアリストテレスを引用しているのである（vgl: *ibid.*, S. 13f.）。ガルヴェがアリストテレス『政治学』に着手していたことを、シュロッサーが知っていたのかどうかは定かではない。しかし少なくとも、『道徳と政治の結びつきについて』がアリストテレスの議論を想起させるものであった——あるいは問題圏を共有していた——とシュロッサーが考えていたことは、確かであるように思われる。
- 6 1788年1月26日付のフェリックス・ヴァイゼ宛書簡の中で、ガルヴェは次のように述べている。「空いた時間をつかって、私は再び翻訳しようと計画しています。自分の著作に役立つようなものは何も持ち合わせていないからです。それはアリストテレスの『政治学』です。（…）私には、文献学的な参考文献も、校正に関する文献もかけていま

- す。」(Garve, 1803, bd. 1, S. 305) また、同年 8 月 1 日宛書簡では、「アリストテレス『政治学』の翻訳の件ですが、約半分ほど仕上げました」(ibid., S. 337) と報告している。
- 7 この点に関しては Zande, 2021, pp.152-158 も参照のこと。
- 8 フューレボーンは加筆修正を含めて完成を依頼されており (Garve, 1802, S. IV)、訳文にも相手を入れているようである。そのため訳文そのものから、ガルヴェ自身の意図を汲み取ることは困難である。しかし、注釈に関しては、フューレボーンはガルヴェのメモと自身のものを明確に区別して提示してくれている。
- 9 1793 年のある友人宛の手紙の中で、ガルヴェは次のように心中を吐露している。「私には分かりかけているのですが、ともすればもっとも趣味の悪い為だと私が考えている校正方法が、真の才能をもった人々を非常に強く惹きつけるようです。——結局彼らは、誤植がなければそれでよく、書物の内容についてなんら気に掛けることなどないわけです」(Garve, 1802, bd. 2, S. 333)。
- 10 原語は Autokratie であるが (AA 8, S. 352)、文脈上ネガティブな意味で用いられているわけではない。ここでは単独者支配制のこと。
- 11 『政治学』のとりわけ 1285B から 1286A を参照。アリストテレス自身が 1285B において、絶対王制を「この王政は家長としての支配に相当する」(全集 178 頁) と述べている通り、絶対王制を専制と結びつける解釈そのものは誤りとも言えないだろう。
- 12 この点については 2021 年度社会思想史学会における稲村一隆氏のコメントからご教示いただいた。
- 13 このような見解は、「主権者は自らの考えにしたがって人民を幸福にしようとし、専制者となる」(AA 8, S. 302) というカントの別の発言とも一致している。
- 14 カントは「公共体を設立するための原理」として「人間の自由」を掲げ、それを次のように定式化している。「誰も私を彼のやり方で (…) 幸福にすることはできない。各人には自らの幸福を、自らが望む仕方でも追求することが許されている」(AA 8, S. 290)、と。専制政治に欠けているのは、このような自由に他ならない。
- 15 例えば「さて、われわれには僭主制を論ずるという課題が残されていた」(1295A : 全集 219 頁) が「なおも専制について語ることが残っている (Es ist noch die Materie von dem Despotismus übrig)」(Garve, 1798, S. 336) と訳されている。
- 16 この点もまたシュロッサーと対照的である。彼は「アリストテレスは奴隷やその他の動物と述べている。しかしこれに対し、専制的な政府においては、実際に奴隷の社会が成立しているという批判を行うべきではない」(Schlosser, 1798, S. 278) として、アリストテレスの議論をあくまで比喩的なものとして理解するよう注意していた。第 3 章第 17 節の概要をシュロッサーは「無制限の、しかし専制主義 (Despotismus) からは区別された君主国が正当化される唯一の場合を与えている」(ibid., S. 349) とまとめているが、これは、フランス革命後の混乱の下では、アリストテレスの議論をアクチュアルなものとして受け止めよというメッセージとしても読める。
- 17 なお、シュロッサー版では Despotie も Despotismus も用いられており、似たような使い分けがなされているようにも見受けられるが (Vgl: Schlosser, 1798, S. 317, 322, 349, 350 usw.)、はっきりとしたことは分からない。
- 18 『政治学』第 1 巻第 4 章。
- 19 これは『政治学』第 1 巻の議論を念頭においたものである。「というも、すべてのポリスは家々から成り立っているからである。そして、家政の各部分のそれぞれは、家がまたそれから成り立つ部分に対応する。ところで、家はその完全なたちにおいて、奴隷たちと自由人たちから成り立っている」(1253B, 全集 26 頁)。
- 20 ガルヴェがギルド制社会を前提に議論していることに注意。ここで下層手工業者とは徒弟のことであり、資本主義的生産における労働者のことではない。
- 21 当時の農民に関しては、ガルヴェは『農民論』という別のテキストで考察している。残念ながら本論文ではその内容に踏み込むことはできない。
- 22 たしかに貴族か平民かという違いはガルヴェの時代にも存在した。「現在の貴族と非貴族の間の境界線がそうであるように、かつては自由民か奴隷かが人間の中心的区別であった。しかし自由民と奴隷の距離は、[貴族と非貴族よりも]はるかに大きいものであった。」(Garve, 1802, S. 160)

【参考文献一覧】

アリストテレス『政治学』からの引用は岩波書店の『アリストテレス全集 17 巻』から行い、原典頁も併記した。原典は <https://www.perseus.tufts.edu/hopper/> を参照した。カントからの引用はアカデミー版カント全集 (Akademieausgabe von Immanuel Kants Gesammelten Werken; AA と略記) から行った。

- Campagne, Jean-François, *La Politique d'Aristote, ou la Science des Gouvernements, ouvrae trad. du Grec avec des Notes historiques et critiques*. 2 vols, Paris, 1797.
- Ellis, William, *A Treatise on Government. Transl. from the Greek of Aristotle*. London, 1776.
- Garve, Christian., *Abhandlung über die Verbindung der Moral mit der Politik, oder eine Betrachtung über die Frage, in wiefern es möglich sey, die Moral des Privatlebens bey der Regierung der Staaten zu beobachten*. Wilhelm Gottlieb Korn, Breslau, 1788.
- Ders., *Die Ethik des Aristoteles übersetzt und erläutert von Christian Garve*. Bleslau, Wilhelm Gottlieb Korn, 1798.
- Ders., *Die Politik des Aristoteles. Uebersetzt von Christian Garve. Herausgegeben und mit Anmerkungen und Abhandlungen begleitet von Gerog Gustav Fülleborn*. 2bd., Wilhelm Gottlieb Korn, Breslau, 1798 u. 1802.
- Ders., *Briefe von Christian Garve an Christain Felix Weiße und einige andere Freunde*. 2bd., Wilhelm Gottlieb Korn, Breslau, 1803.
- Gillies, John, *Aristotle's Ethics and Politics, comprising his Practical Philosophy. Transl. from the Greek*. 2 vols, London, 1797.
- Riedel, Manfred, "Aristoteles-Tradition am Ausgang des 18. Jahrhunderts. Zum ersten deutschen Übersetzung der "Politik" durch Johann Georg Schlosser". in: Otto, Brunner (Hrsg.), *Alteuropa und die moderne Gesellschaft*, Göttingen, 1963, S. 278–315.
- Sgarbi, Marco, "Abraham Calov and Immanuel Kant. Aristotelian and Schlastic Traces in the Kantian Philosophy". In: *Historia Philosophica*. Vol.8, 2010, pp.55–62.
- Schlosser, Johann Georg, *Johann Georg Schlossers Kleine Schriften*. 6. Teil. Gebhard und Körber, 1794. 以下のサイトで閲覧可能（最終取得日 2021 年 10 月 24 日）。
<https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=nnc1.0037108174&view=1up&seq=9&skin=2021&q1=Aristoteles>
- Ders., *Aristoteles Politik und Fragmente der Oeconomik. Aus dem Griechischen Übersetzt und mit Anmerkungen und einer Analyse des Textes versehen*. 3bd., Friedrich Bohn, Lübek und Leipzig, 1798.
- Turchetti, Mario, "'Despotism' and 'Tyranny': Unmasking a Tenacious confusion", *European Journal of Political Theory*, 7(2), pp.159–182.
- Zande, Johan van der, "Goodbye to Arisototle. Christian Garve between Late and Neohumanism". In: Roth, Udo u. Stiening, Gideon (Hrsg.), *Christian Garve (1742-1798)*, Walter de Gruyter, Berlin/Boston, 2021, S. 143–170.
- アリストテレス（神崎繁ほか訳）、『政治学』、『アリストテレス全集』第 17 巻、岩波書店、2018。
- 網谷壮介、『共和制の理念 イマヌエル・カントと一八世紀末プロイセンの「理論と実践」論争』、法政大学出版局、2018。
- 小谷英生、「隠された友情 — 『ゲッティンゲン書評』をめぐるカントーガルヴェ往復書簡について—」、『群馬大学教育学部紀要 人文・社会編』第 63 巻、2014 年 2 月、pp.55–68。
- 同、「カント『世界市民的見地における普遍史のための構想』の思想史的分析〔（人間の使命）論争、メンデルスゾーン、ガルヴェ〕」、『社会思想史研究』第 39 号、2015 年 9 月、pp.72–91。
- 同、「クリスティアン・ガルヴェと観察の論理」、平子友長ほか編、『『危機に対峙する思考』、2016 年、pp.234–254。

